

### 生活保護 外部委託は問題

生活保護問題対策全国会議は27日、東京都中野区独自の制度とその運用に法令違反の疑いがあるとして、生活保護行政の改善を求める要望書を酒井直人区長に手渡ししました。さらに、都と国に対し同区への特別監査を要請しました。

同区が2010年から実施する「高齢者居宅介護支援事業」では、生活

#### 東京・中野区に改善要望 全国会議

同日開いた会員で全国会議の桜井啓太さん(立案館大学准教授)は「生

活保護のケースワーカー業務には『保護の決定・実施』という『公権力の行使』を含むため、委託業者である非公務員が行うことは生活保護法で禁じられています。もし委託した場合、自治体職員が委託先職員に直接の指揮命令をすれば『偽装請負』になるといふ二重の困難がある」と指摘。「これを脱法的に実施し

保護を利用する高齢者世帯(約1600世帯)への訪問業務の一部を、脱法的に外部委託しています。

要望書は、▽事業の廃止▽事業の受託団体に対する事務・会計監査の実施▽諸問題の検証のための第三者委員会を設置▽ケースワーカーの充足な

どのための人員整備計画策定」を求めています。

策定」を求めています。